

検査の特例を受けるために必要となる書類

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

別添の「～滋賀県からのお知らせ～」のとおり、滋賀県下の各特定行政庁では、建築基準法施行細則が改正され壁量計算書等が、建築基準法施行規則第4条の8第1項に基づき定める添付図書として定められました。

滋賀県建築住宅センターでは、従来からお願いしている内容で特に添付図書の変更はありませんが、「3 (3) 屋根の小屋組等の工事終了時の写真」の提出については、次の通りお願いいたします。なお、サンプル事例を作成しましたので参考にしてください。

また、中間検査がない建物の場合は、完了検査申請時に添付が必要です。

【(3) 屋根の小屋組等の工事終了時の写真（別紙サンプル事例参照）】

※ 基礎の配筋終了時

基礎鉄筋の全景・・・1枚

配筋状況・・・1枚

※ 躯体工事の施工終了時

小屋組・耐力壁・接合金物の施工の状況・・・各1枚

【検査の特例について】

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物で、建築士が設計図書を作成し、建築士である工事監理者によって、設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものは、検査の特例（法第7条の5）の適用を受けることができます。

- 検査の特例を受けるためには、建築基準法施行規則第4条の8の規定により、4つの工程の工事終了の状況が確認できる工事写真を添付する必要があります。
- 写真の添付がない場合は、検査の特例が適用されないため、建築基準法関係規定に適合することを確認するために必要な、全ての設計図書の提出に加えて、工事に係る書類等の検査を受けることとなります。